

ベストケア柏崎居宅介護支援事業所 重要事項説明書「加算項目」※令和8年6月1日更新

以下の要件を満たす場合、基本利用料に以下の料金が加算されます。

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	3,000 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円/月	介護支援専門員が入院した日の内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（提供方法は問わない）
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円/月	介護支援専門員が入院した日の翌々日までに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（提供方法は問わない）
	退院退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円/回	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。
	退院退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円/回	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること。
	退院退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円/回	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること。
	退院退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円/回	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
	退院退所加算（Ⅲ）	9,000 円/回	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
	通院時情報連携加算	500円/月	利用者が医師の診療を受ける際に介護支援専門員が同席し必要な情報提供を行い、医師等から情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合。
	処遇改善加算	加算率 2.1%	居宅介護支援費の総単位数に加算率を乗じます。
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 （一月に2回を限度）

	特定事業所加算（Ⅰ）	5,190円	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合。
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円	主任介護支援専門員を1名以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合。
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円	主任介護支援専門員を配置し、常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置。質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合。
	特定事業所加算（A）	1,140円	主任介護支援専門員を配置し、常勤専従の介護支援専門員を1名以上及び常勤換算1の介護支援専門員を配置。質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合。
	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の10/100	居宅介護支援事業所が下記の地域にあり、1月当たり実利用者数が20人以下の事業所である場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位に加算する。
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5/100	下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位に加算する。
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	ターミナルケアマネジメントに受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備している場合。

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は（運営規程に記載されている内容を記載する）により請求いたします。
-------	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。